

鹿児島大学共通教育科目履修規則

平成16年4月1日
規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号。以下「学則」という。)第38条第7項の規定に基づき、鹿児島大学(以下「本学」という。)における共通教育科目の履修方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の開講期)

第2条 授業科目の開講期は、原則として次のとおりとする。

前期 4月1日～9月30日

後期 10月1日～翌年3月31日

(共通教育科目の区分)

第3条 共通教育科目の区分は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

2 共通教育科目に係る授業科目名、単位数、講義内容及び開講期は、別に定める。

第4条 削除

(授業期間)

第5条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験若しくは実習のいずれか又はこれらの併用の方法に応じ、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(学部別卒業要件単位数等)

第7条 各学部における共通教育科目の卒業要件単位数及び履修方法は、別に定める。

(外国人留学生の履修の特例)

第8条 外国人留学生(共同獣医学部共同獣医学科の外国人留学生を除く。)に係る日本語・日本事情科目の履修については、日本語4単位及び日本事情4単位を修得しなければならない。この場合において、日本事情の4単位は、人文・社会科学分野(選択科目)、統合Ⅰ又は統合Ⅱの単位に読み替えることができる。

(授業時間割及び履修申請)

第9条 開設する授業科目の時間割及び担当教員は、各期の履修登録日の前に公示する。

2 学生は、受講する授業科目を選定のうえ履修計画を作成し、各期の始めの所定の期日に履修申請をしなければならない。

3 履修申請し受講の承認を得ていない授業科目については、単位の認定を受けることができない。

4 履修登録の変更は、原則として認めない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、履修登録を取り消すことができるものとする。

(1) 病気や怪我などで長期欠席となるために、医師の診断書を添付して履修登録取消申請をした場合

(2) 履修登録の確定後3週間以内に、履修登録取消申請をした場合

5 同じ授業科目が、同一時間帯に複数開設される場合、指定された授業クラス以外の受講は、原則として認めない。

(再履修)

第9条の2 成績評価の認定が不合格となった科目又は単位を修得した後に第10条の2に定めるグレード・ポイント(以下「GP」という。)の値を更新しようとする科目は、再履修の申請を行うことができるものとする。

- 2 再履修の申請は、原則として前条第2項に基づく履修申請よりも優先して登録されるものとし、再履修が確定した時点で、当該科目の成績評価は削除する。
- 3 再履修登録の変更は、前条第4項第1号に定める場合を除き、認めない。
- 4 再履修に関し必要な事項は、別に定める。

(試験等及び単位認定)

第10条 授業科目を履修した学生に対しては、授業総時数の3分の2以上出席した場合に限り、シラバスに記載された方法で試験その他の大学が定める適切な方法(以下「試験等」という。)により学修の成果を評価して、合格した者には、単位を認定する。

- 2 試験等及び認定単位に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 学則第44条の2の規定により、共同獣医学部共同獣医学科の学生が、山口大学が開設する共同教育課程に係る授業科目の履修により修得した単位は、本学の教育課程において修得したものとみなすものとする。

(GPA制度による成績評価)

第10条の2 共通教育科目の成績評価は、グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)制度により行い、シラバスに記載された学習目標と評価基準及び方法に基づき、学習達成度を評価する。

- 2 各学期、1年間及び入学後のGPAはそれぞれ、学期GPA、年間GPA及び通算GPAと称する。
- 3 各科目の学習達成度のGPの値及びGPAの算出方法は、別表第4のとおりとする。
- 4 履修登録確定後に放棄した科目の評価は不合格とし、成績原簿に記録する。
- 5 GPA制度に基づき、成績優秀者に対する表彰及び成績不振者に対する助言・指導を行う。
- 6 前項の表彰及び助言・指導に関し必要な事項は、別に定める。

(1年次入学前の既修得単位の認定)

第11条 本学入学前に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における共通教育の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学入学前に行った大学の専攻科、短期大学の専攻科、高等専門学校専攻科又は高等専門学校の課程における学修について、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、共通教育科目及び専門教育科目の単位について学則第45条に規定する単位と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 単位の認定方法等については、別に定める。
- 5 編入学、転学等の場合における共通教育科目の既修得単位の認定については、各学部において定める。

(技能審査合格者等の単位認定)

第12条 本学が認定した技能審査等に合格又は一定の成績を修めた各学部(共同獣医学部共同獣医学科を除く。)の学生について、教育上有益と認めるときは、当該技能審査等の成果を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の本学が認定した技能審査等及び単位の認定方法等に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 第1項の規定により履修とみなし、与えることができる単位数は、前条第3項に規定する単位数に含めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生は、改正後の第8条の2、第9条第4項ただし書き、第9条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生は、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する農学部獣医学科の学生については、改正後の規則(第9条を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第8条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において在学する者については、改正後の第3条第1項、第10条の2第3項、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、令和６年４月１日から施行する。
- この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第３条第１項別表第１及び別表第２、第８条、第１０条第３項、第１２条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

法文学部、教育学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、水産学部、共同獣医学部畜産学科

大分類	中分類	小分類
必修科目	初年次教育科目	初年次セミナーⅠ 初年次セミナーⅡ 大学と地域 体育・健康(理論) 体育・健康(実習) 情報活用
		英語 異文化理解
	グローバル教育科目	日本語 日本事情
		日本語 日本事情
選択必修科目	教養教育科目 (教養基礎科目)	人文・社会科学分野(初修外国語) 人文・社会科学分野(選択科目) 自然科学分野(実験科目) 自然科学分野(選択科目) 自然科学分野(基礎教育入門科目)
	教養教育科目 (教養活用科目)	統合Ⅰ(課題発見) 統合Ⅱ(課題解決)
卒業要件外科目	学芸員資格科目	学芸員資格

備考１：初年次セミナーⅡは、原則として一般学生を対象とする。

備考２：日本語・日本事情は、原則として外国人留学生を対象とする。

別表第２（第３条関係）

共同獣医学部共同獣医学科

共通教育科目	一般教養教育科目
	体育・健康科目
	初期教育科目
	外国語科目

備考：共同獣医学部規則別表第１に規定する履修課程表にない共通教育科目の授業科目を履修し、修得した単位は、自由単位とする。

別表第３（第３条関係）

高度共通教育科目	プログラム科目 実地体験事前演習 実地体験 プログラム修了演習
----------	--

備考１：高度共通教育科目の単位は、共通教育科目の卒業要件外単位とする。

備考２：高度共通教育科目の単位は、各学部において、専門教育科目の卒業要件単位に認定することができる。

別表第４（第10条の２関係）

項目	学習達成度	評語	GPの値
成績評価及び評語	90%以上	A	4点
	80%以上90%未満	B	3点
	70%以上80%未満	C	2点
	60%以上70%未満	D	1点
	60%未満	F	0点
単位認定科目及び他大学等単位互換により単位を修得した科目の成績評価	認定	P	
GPAの算出方法	(学期・年間・通算) $GPA = (4 \times n_A + 3 \times n_B + 2 \times n_C + 1 \times n_D + 0 \times n_F) / (n_A + n_B + n_C + n_D + n_F)$ 注) n_A 、 n_B 、 n_C 、 n_D 、 n_F は、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。		

鹿児島大学共通教育センター科目等履修生に関する細則

平成29年 5 月12日

総機細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、鹿児島大学科目等履修生規則(平成16年規則第112号)第11条の規定に基づき、共通教育科目を受講する科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 共通教育科目の履修を志願する者の資格は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第30条の規定を準用する。

(出願方法)

第 3 条 共通教育科目の履修を志願する者は、次に掲げる書類を添えて共通教育センター長に願い出なければならない。

- (1) 願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) その他共通教育センターが必要と認めた書類

2 外国人の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、旅券の写又は在留カードを提出しなければならない。

(出願期日)

第 4 条 出願は、共通教育センターの指定する期日までに行わなければならない。

(受入許可)

第 5 条 履修生の受入許可は、当該授業科目の担当教員の内諾を得た後、共通教育センター運営委員会の議を経て、共通教育センター長が行う。

(履修期間)

第 6 条 履修期間は、履修を許可された当該授業科目の開設期間とし、引き続き履修を志願する者は、その都度手続きを更新するものとする。

(単位の認定)

第 7 条 履修した授業科目については、別に定めるところにより試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

附 則

この細則は、平成29年 5 月12日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

○共通教育短期海外研修プログラム実施ガイドライン

平成29年４月１日
 共通教育委員会決定
 令和２年２月20日一部改正
 令和２年４月１日実施
 令和４年７月22日実施
 令和６年11月22日一部改正
 令和７年１月１日実施

海外研修は、国内以上の安全管理が求められるため、十分な危機管理を行う必要がある。したがって、短期海外研修プログラムによる海外体験講座等の共通教育科目（高度共通教育科目を含む。以下「研修プログラム」という。）の開講には、以下のガイドラインを満たすことが必要であり、不十分な場合は開講を認めないこととする。

１．研修プログラム計画書の提出

研修プログラムの科目担当教員（以下「担当教員」という。）は、研修の実施前に研修プログラム計画書（シラバス、研修内容、引率教員氏名、日程、行程、連絡体制を含む）を作成し、共通教育委員会の承認を受けること。

また、研修プログラムの参加学生（以下「学生」という。）決定後、共通教育センター長は学生の所属する学部の長へ、その研修内容（プログラム名、研修期間、渡航先、学生氏名等）を報告すること。

研修プログラムの確認事項

- ・研修内容がシラバスに沿っていること。単位数と研修時間数の整合性が確保されていること。
- （補）研修時間数は、研修プログラムにおいて個別の目標に従って活動している時間帯とし、散策・休息などの単なる日常体験は含まれない。目標をもって活動している時間数90時間以上をもって２単位相当とする。
- ・事前指導（オリエンテーション）が計画されていること。
- ・安全管理体制及び連絡体制が整備されていること。
- ・引率教員の選定が適切であること。学生数に対する引率教員数が適切であること。
- ・行程に引率教員が常時同行していること。日程及び行程に無理がないこと。
- ・訪問国及び地域の治安等に問題がないこと。

２．担当教員及び引率教員

- （１）担当教員は、当該研修内容に関する実績及び経験を有し、指導能力と非常時の対応能力を備えた教員を引率教員として選定し、自ら引率教員となることができる。ただし、大学間（部局間）学術交流協定校及びグローバルセンターとプログラム協定を締結

している海外の大学等(以下「協定校等」という。)で実施される研修プログラムについては、危機管理体制が適切に整備され、十分な事前指導が行われている場合に限り、引率教員は選定しないことができる。この場合において、第４号に定める引率教員の報告については学生が行う。

- (2) 引率教員は、研修中常時学生に同行して指導しなければならない。また、日本を出発してから帰国するまでの期間は、原則として本学引率教員が引率すること。
- (3) 引率教員は、帰国後原則として鹿児島県内で全学生を解散させ、担当教員へ報告した時点で任務終了とする。なお、帰国後、全学生の解散前に解散した学生がいる場合は、学生からの帰鹿又は帰省の連絡を受けた後、担当教員へ報告することとする。
- (4) 担当教員は、次の事項について、共通教育センター長に報告することとする。
 - ア 引率教員を伴わない研修の日本出国時及び帰国時の報告(学生からの報告による)
 - イ 研修中の状況についての定期的な報告(引率教員からの報告による)
 - ウ 研修の終了報告(引率教員からの報告による)
- (5) 研修プログラムを計画する際に学生数の上限を設定し、学生数の上限に対応した標準引率教員数は次表のとおりとする。なお、引率教員が複数の場合は、その一部に事務職員を引率補助者として代行させることができる。

学生受け入れの上限	必要な引率教員数	必要な引率教員数【注１】 ＜他機関と合同で実施するプログラム＞
５人	１人	１人(0)
15人	２人	２人(1)
30人	３人	３人(2)
50人	４人	４人(3)
70人	※上限数を20人増やすごとに１人 ４人＋１人	※上限数を20人増やすごとに１人 ４人＋１人(4)
90人	４人＋２人	４人＋２人(5)
110人	４人＋３人	４人＋３人(6)
・	・	・
・	・	・

【注１】 ()内の値は、合同で実施する他機関の教員を引率者とすることができる上限数とする。

３．安全管理体制

- (1) 共通教育センター長及び担当教員は、外務省海外安全ホームページ等をチェックし、研修プログラム実施国又は地域の治安や伝染病等の安全性に関する情報の収集に努めること。

- (2) 外務省海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報における研修プログラム実施については、次のとおりとする。なお、研修プログラムの年度計画は、実施年度の前年度１月末までに行う。なお、危険情報等は出発直前まで注視し、状況の変化によってはレベル１であっても研修プログラムを中止する。

外務省海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報(安全対策の４つの目安)	実施及び年度計画の判断
レベル４：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	研修プログラムを「中止」する。 ※年度計画の申請は不可。
レベル３：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	研修プログラムを「中止」する。 ※年度計画の申請は不可。
レベル２：不要不急の渡航は止めてください。	研修プログラムを「中止」する。 ※年度計画の申請は不可。
レベル１：十分注意してください。 その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	学生と学生の保証人に対し、外務省海外安全ホームページの渡航情報(感染症危険情報を含む)を提供し、研修中の安全性が確保されていることの説明を行った上で「実施」する。
危険情報なし	渡航先の国・地域の最新情報に注意し、「実施」する。

- (3) 引率教員又は第２項第１号に定める危機管理体制の担当者(以下「危機管理担当者」という。)は、研修中に災害や事件・事故・病気等が発生しないよう安全管理に努め、万一そのような事態が発生した場合には、学生への影響を最小限にする処置等を取るとともに、共通教育センター長へ連絡を取り、適切な危機管理に努めること。

４．非常時の報告について

引率教員又は危機管理担当者は、速やかに詳細な情報を電話や電子メール等により共通教育センター長及び担当教員へ報告すること。

５．研修プログラム危機対策本部の設置

- (1) 共通教育センター長は、前項の報告を受け、必要と判断した場合は、速やかに共通教育センター内に研修プログラム危機対策本部(以下「危機対策本部」)を設置し、「国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則」第８条第２項又は第１１条に基づき対応する。
- (2) 危機対策本部長(以下「本部長」という。)は、共通教育センター長をもって充て、危機対策業務を総括するものとする。
- (3) 危機対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、共通教育副センター長をもって

充て、本部長を補佐するものとする。

(4) 本部長が職務を遂行できない場合には、あらかじめ共通教育センター長が指定した副本部長がその職務を代行する。

(5) 危機対策本部の構成及び担当業務は、別表に定める。

6. 経費

担当教員は、研修プログラムの実施にあたって、学生に対し過度の負担にならないよう計画すること。

7. 研修内容

担当教員は、事前に研修プログラムの受入先機関と十分な打ち合わせを行うこと。また、研修プログラム以外の観光視察は最小限に抑えること。

8. 病気等への対応

学生の病気等の場合、引率教員又は危機管理担当者は、受入先機関等と調整して医療機関を選定して学生のケアを行うとともに、共通教育センター長及び担当教員へ詳細な情報を報告すること。

9. 参加同意書・誓約書、健康状態申告書の提出

担当教員は、学生に参加同意書・誓約書(別記様式第1号)及び健康状態申告書(別記様式第2号)を提出させること。

10. 保険等への加入

担当教員は、学生へ学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険に加入させること。

11. 担当教員は、実施計画の承認を受け、研修実施前に次の事項を確認すること。

- ・受講対象者(学部生とし、大学院生及び科目等履修生等を含めない。)
- ・事前指導の実施(治安情勢等によりプログラムが中止となることの説明を含む。)
- ・緊急連絡体制(別記様式第3－1号又は別記様式第3－2号を作成し参照)
- ・学生の学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険への加入状況
- ・その他海外渡航に必要な事項(パスポート、ビザ、クレジットカードの有無等)
- ・出国直前の渡航情報

12. その他

研修プログラム実施期間中における共通教育センター長との連絡手段は、担当教員又は引率教員が確保すること。

附 則

1 このガイドラインは、平成29年4月1日から実施する。

2 共通教育短期海外研修プログラム実施ガイドライン(平成21年6月26日教育センター会議決定)は、廃止する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から実施する。

附 則

このガイドラインは、令和４年７月22日から実施する。

附 則

このガイドラインは、令和７年１月１日から実施する。

別表(第５項関係)危機対策本部構成図

構成員	担当	業務内容
危機対策本部長	共通教育センター長	(1) 危機対策本部の設置 (2) 学長、総務企画・コンプライアンス推進室、国際事業課長への報告・協議等 (3) 危機対策本部の総括 (4) 危機対策方針の決定、対応実施の指示 (5) 危機事象収束後の検証、再発防止策の検討
危機対策副本部長	共通教育副センター長	(1) 危機対策本部長の補佐
危機対策本部事務担当	共通教育課長	(1) 危機事象に関する情報の収集・整理 (2) 学内関係部署との連絡調整 (3) 学生の保証人への連絡

参加同意書・誓約書

鹿児島大学共通教育センター長 殿

私は、鹿児島大学の学生として上記海外研修に参加するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、次の事項を遵守あるいは承諾します。なお、承諾及び誓約事項に違背した場合は、鹿児島大学（以下、本学）の支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 研修期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先大学の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
2. 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。出願時及び渡航前に健康上の留意点がある場合は健康状態申告書に記入すると共に、海外研修の参加に支障はないと医師に診断されていること。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに担当教員に申し出ること。
3. 本学が指定する海外旅行保険に加入すること（クレジットカード付帯保険は認めない）。研修期間中は、自動車及びオートバイの運転、危険を伴うアクティビティ（例：スキューバダイビング、スカイダイビング、ロッククライミング等）を行わないこと。
4. 派遣先の治安状況、疫病、自然災害等のやむをえない事情により、本学は学生本人の安全を第一と考え派遣の中止・延期又は帰国勧告を決定することがあること。
5. 研修に参加するために本学に届け出た学生本人の個人情報及び渡航中の事故情報・被害情報について、本学の所属学部、共通教育センター、グローバルセンター、国際事業課、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社（日本アイラック）、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡のために共有、利用することに同意すること。
6. 海外研修終了後は提出期限内に所定の報告書等を担当教員に提出すること。研修中に撮影された集合写真・個人写真について、本学が広報の目的で利用することに同意すること。

令和 年 月 日 学部・学科（学籍番号）：
学生住所：
本人自署：

保証人は学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証いたします。

令和 年 月 日 保証人住所：
保証人自署：

健康状態申告書

令和 年 月 日

鹿児島大学	学部	学科	年
学生氏名	学籍番号		

令和 年 月 日～ 月 日に、共通教育科目として実施する「
」に参加するに際し、私は現地での行動に支障がない健康状態
であることを申告いたします。

令和 年 月 日

共通教育センター長 殿

(ふりがな)

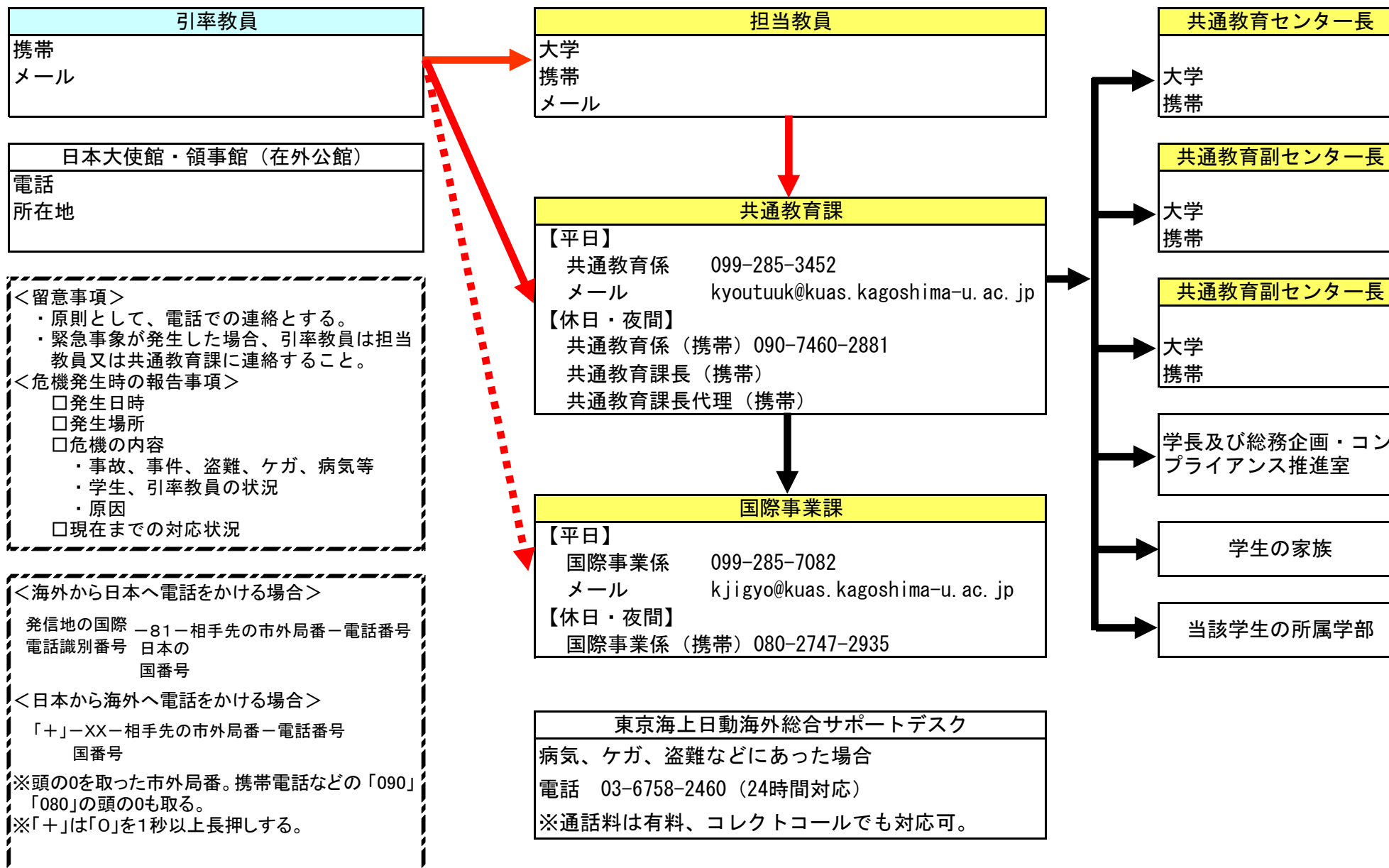
本人自署： _____

共通教育短期海外研修プログラム緊急連絡体制

【引率あり】

研修プログラム：

研修期間：



共通教育短期海外研修プログラム緊急連絡体制

【引率なし】

研修プログラム：

研修期間：

学生
携帯
メール

北米教育研究センター・協定校等
電話
メール

日本大使館・領事館（在外公館）
電話
所在地

<留意事項> ・原則として、電話での連絡とする。 ・緊急事象が発生した場合、学生は担当教員又は共通教育課に連絡すること。 ・学生本人が連絡できない場合は、協定校又は北米教育研究センター教職員から連絡すること。 <危機発生時の報告事項> ☐ 発生日時 ☐ 発生場所 ☐ 危機の内容 ・事故、事件、盗難、ケガ、病気等 ・学生本人の状況 ・原因 ☐ 現在までの対応状況

<海外から日本へ電話をかける場合> 発信地の国際 ー81ー 相手先の市外局番ー電話番号 電話識別番号 日本 国番号
<日本から海外へ電話をかける場合> 「+」ーXXー 相手先の市外局番ー電話番号 国番号
※頭の0を取った市外局番。携帯電話などの「090」「080」の頭の0も取る。 ※「+」は「0」を1秒以上長押しする。

担当教員
大学
携帯
メール

共通教育課
【平日】
共通教育係 099-285-3452
メール kyoutuuk@kuas.kagoshima-u.ac.jp
【休日・夜間】
共通教育係（携帯）090-7460-2881

国際事業課
【平日】
国際事業係 099-285-7082
メール kjigyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp
【休日・夜間】
国際事業係（携帯）080-2747-2935

東京海上日動海外総合サポートデスク
病気、ケガ、盗難などにあった場合
電話 03-6758-2460（24時間対応）
※通話料は有料、コレクトコールでも対応可。

共通教育センター長
大学
携帯

共通教育副センター長
大学
携帯

共通教育副センター長
大学
携帯

学長及び総務企画・コンプライアンス推進室

学生の家族

当該学生の所属学部

鹿兒島大学共通教育センター離島学習支援事業に関する要項

平成 29 年 4 月 1 日
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第 1 この要項は、自主自律と進取の精神を併せ持ち、社会の発展に貢献する人材の育成を図るため、離島域に関する積極的な実践学習を促し、地域の特性を活かした授業へ参加する学生に対して経済的支援を行う離島学習支援事業に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第 2 離島学習支援事業の対象となる学生は、以下の表に掲げる授業を履修し、かつ、単位が認定された本学の学部学生とする。

科目区分	授業科目名	行先	支援可能人数	支給内容
共通教育科目	屋久島の環境文化Ⅰ-植生-	屋久島	原則として各科目 25 名とするが、合計 100 名の範囲内において調整することも可とする。	船賃
	屋久島の環境文化Ⅱ-生き物-			
	屋久島の環境文化Ⅲ-産業-			
	屋久島の環境文化Ⅳ-生活と文化-			
	島のしくみ	与論 又は 奄美	16 名	
高度共通教育科目	地域リサーチ・トライアル *かごしま地域リサーチ・プログラム科目	奄美	50 名	航空賃
		種子島		船賃
	地域リサーチ実習 *かごしま地域リサーチ・プログラム科目	奄美		航空賃
		種子島		船賃

(支援基準)

第 3 共通教育科目については、共通教育センターの予算の範囲内において、次のとおり支援するものとする。

- (1) 支援可能人数は第 2 のとおりとする。ただし、対象学生が支援可能人数を超過した場合は、予算額を按分のうえ、対象学生全員に支援することができるものとする。
- (2) 対象学生には往復の船賃を支給する。
- (3) 船賃について、学生の責めに帰さない事由によりキャンセル料が発生した場合は、これを支給できるものとする。なお、学生の責めに帰さない事由に当たるか判断し難い場合は、共通教育センター運営委員会で審議のうえ決定するものとする。

第４ 高度共通教育科目については、予算要求等により予算が確保できた場合に限り、次のとおり支援するものとする。

- (１) 対象学生には往復の航空賃又は船賃を支給する。
- (２) 支援可能人数及びキャンセル料については、第３第１項第１号及び第３号の規定を準用する。
- (３) 対象学生全員が参加するフィールドワークに要する入館料又は入園料及び体験料を支給する。ただし、これらの費用については、学生割引や団体割引を活用する等、可能な限り節減するよう努めるものとする。

(支給手続)

第５ 当該授業担当教員は、申請書及び参加・合格者リストを共通教育センター長に提出するものとする。

第６ 共通教育センター長は、申請に基づき支援の可否を判断し、支援基準及び予算額を勘案して支援額を決定のうえ、対象学生に支援金を支給するものとする。

(事務)

第７ 離島学習支援事業に係る事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第８ この要項に定めるもののほか、離島学習支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 5 年 10 月 20 日から実施する。

鹿児島大学共通教育英語の読替えに関する申合せ

平成29年4月1日
共通教育センター長裁定

この申合せは、平成30年度共通教育カリキュラム改正後、旧カリキュラム(平成29年度以前入学者)の学生が英語の単位を修得できなかった際、読替えにより履修を行うことができる場合を規定する。

(読替え表)

読替え表は、以下のとおりとする。

専門英語

学部	学科 (コース、分野等)	新カリキュラム(平成30年度以降) (読み替え元)				旧カリキュラム(平成29年度以前入学者) (読み替え先)			
		授 業 科 目 名	開講期	単位(授業時間)	備 考	授 業 科 目 名	開講期	単位(授業時間)	備 考
理	生命化学	【専門】化学英語	5	2単位(30時間)	※令和2年度以降開講	【共通】英語V	5	1単位(30時間)	※平成31年度以前入学者
農	国際食料資源学 (農学系サブコース)	【専門】実用英語E	6 (集中)	2単位(30時間)	平成30年度以降開講 開講年度に注意	【共通】実用英語E	6 (集中)	2単位(30時間)	平成29年度開講
水産	国際食料資源学 (水産学系サブコース)	【専門】実用英語E	6 (集中)	2単位(30時間)	平成30年度以降開講 開講年度に注意	【共通】実用英語E	6 (集中)	2単位(30時間)	平成29年度開講

※ 共通教育開設の英語は1単位(30時間の授業時間と15時間の授業外学習)となっているため、専門英語(2単位)に読み替える学生は、授業外学習を60時間とし、2単位に必要な90時間を確保する。

附 則

1. この申合せは、平成29年4月1日から実施する。
2. 鹿児島大学共通教育英語・初修語科目の読替えに関する申合わせ(平成27年2月26日共通教育センタ会議承認)は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成29年9月12日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月21日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

鹿児島大学共通教育科目等シラバスチェック実施要領

令和3年11月19日

共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要領は、共通教育科目、学芸員資格科目及び高度共通教育科目(以下「共通教育科目等」という。)のシラバスチェックについて、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2 シラバスチェックは、総合教育機構教務委員会、学芸員資格科目分科会及び地域人材育成プラットフォーム運営委員会(以下「委員会等」という。)が実施するものとする。

2 委員会等は、所掌する科目分野に属する科目のシラバスチェックを行うものとし、所掌する科目分野は次のとおりとする。

委員会等	所掌する科目分野
総合教育機構教務委員会	共通教育科目（学芸員資格科目及び高度共通教育科目を除く）
学芸員資格科目分科会	学芸員資格科目
地域人材育成プラットフォーム運営委員会	高度共通教育科目

(実施方法)

第3 シラバスチェックは、当該年度に開講する共通教育科目等の授業科目を対象とする。

2 シラバスチェックを行う項目及びチェック事項は、共通教育センター長(以下「センター長」という。)が別に定める。

3 シラバスチェックは、委員会等の長の指示に基づき、各構成員が分担して実施し、不備等がある場合は授業担当教員へ修正依頼を行うものとする。

(実施時期)

第4 シラバスチェックは、前・後期毎に、当該期間前に実施するものとする。

(報告)

第5 委員会等の長は、シラバスチェックの結果をセンター長に報告するものとする。

(事務)

第6 シラバスチェックに関する事務は、共通教育課共通教育係が行う。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、シラバスチェックに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は令和3年11月19日から実施する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から実施する。